

## 公 告

福井市ホームページのトップページにおけるバナー広告枠の貸付けについて、バナー広告取扱代理店を一般競争入札により決定するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月15日

福井市長 西 行 茂

### 1 業務名

令和8年度福井市ホームページバナー広告取扱業務

### 2 入札参加資格

福井市広告事業実施要綱第7条各号のいずれにも該当しない法人その他の団体であること（個人での応募は、不可とする。）。

### 3 手続等

#### (1) 担当部局

福井市総務部市長公室広報プロモーション課

〒910-8511

住所 福井市大手3丁目10番1号

電話番号 0776-20-5257

ファクシミリ番号 0776-20-5438

電子メール kohou@city.fukui.lg.jp

#### (2) 募集要領

福井市ホームページに令和8年度福井市ホームページバナー広告取扱代理店募集要領（以下「募集要領」という。）を掲載する。

#### (3) 入札参加申込書等の提出

ア 提出書類 募集要領に定める応募書類

#### イ 提出期間

- (ア) 入札参加申込関係 令和8年1月15日（木）から同月29日（木）午後5時まで（郵送の場合は、同時刻までに必着とする。）
- (イ) 入札関係 令和8年1月15日（木）から同年2月5日（木）午後5時まで（郵送の場合は、同時刻までに必着とする。）

#### ウ 提出場所（1）の担当部局

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は、書留郵便など配達記録の残る方法に限る。）。なお、入札書は、入札の件名を表書きした封筒に入れること。

### 4 入札書に記載する金額

- (1) 入札金額は、年額を100円単位（税抜き）で記入すること。
- (2) 契約金額は、入札書に記載された年額に100分の110を乗じた額とする。

### 5 入札保証金

- (1) 入札に参加する者は、その者の見積りに係る入札金額（税込み）の100分の5以上の額の入札保証金を所定の納付書にて開札日の前日までに納付しなければならない。
- (2) 納付書は、募集要領に定める応募書類の提出時に渡すこととする。
- (3) 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定した後、落札者に対しては地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により契約が確定した後、それぞれ入札保証金還付請求書の提出を受けて還付する。ただし、落札者については、協議

により当該入札保証金を9の契約保証金に充当することができる。

- (4) 福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号）第93条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。

## 6 バナー広告取扱代理店の決定

- (1) 提出された書類の審査を行い、2の入札参加資格に定める資格を満たしている者を選定対象者とする。

- (2) 選定対象者のうち、募集要領で定めた予定価格（最低価格）以上で最高の価格により有効な入札をし、落札をした者をバナー広告取扱代理店とする。なお、最高の価格で同価の入札をした者が2者以上ある場合は、当該入札をした者の立会いのもと、くじにより落札者を選定する。

- (3) 開札は、令和8年2月6日（金）午前10時10分から、3（1）の担当部局において行う。開札後、バナー広告取扱代理店に決定した者にのみ結果を通知する。

- (4) バナー広告取扱代理店の決定後、福井市ホームページでバナー広告取扱代理店を公表する。

## 7 入札の無効

福井市財務会計規則第100条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## 8 契約の締結

落札者は、別途指示するところにより、落札者に決定した後、速やかに契約を締結しなければならない。

## 9 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保（福井市財務会計規則第112条の2に規

定する担保）を所定の手続に従い納付しなければならない。

- (2) 納付された契約保証金は、契約内容の不履行と認められる場合を除き、契約の履行後、契約保証金還付請求書の提出を受けて還付する。
- (3) 福井市財務会計規則第113条第1項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 10 その他

- (1) この入札に係る一切の経費は、この入札に参加する者の負担とする。
- (2) 詳細は、募集要領による。